

補助事業の種類		補助対象経費	補助対象 限度額	補助率
彦根市自主 防災組織活 動事業	第一 種事 業	次に掲げる資機材等のうち補助事業者が選択するもの の購入費 (1) 情報収集伝達用資機材 メガホン、ラジオ、トランシーバー、小型屋外サイレ ン、放送設備、衛星携帯電話（本体購入費用のみ） (2) 初期消火用資機材 消火器(街頭用、訓練用)、消火バケツ、消火栓ボック ス、消火栓用ホース、ノズル、はっぴ、作業服、長 靴、管鎗、スタンドパイプ、キーハンドル (3) 避難・救出・救護用資機材 避難旗、救急用品、担架、救急医療具、ヘルメット、 強力ライト、ロープ、はしご、バール、のこぎり、小 型発電機、投光器、チェーンソー、避難場所看板、避 難誘導看板、ベスト(ビブス)、かけや、スコップ、コ ードリール、誘導灯、車椅子、ストレッチャー (4) 給水・給食用資機材 湯茶器、給水タンク、炊飯器具、調理器具、かまどベ ンチ（材料費用のみ） (5) その他第一種事業の資機材等として市長が認める もの	(千円) 300	2分の1
	第二 種事 業	次に掲げる資機材等のうち補助事業者が選択するもの の購入費 (1) 初期消火用資機材 可搬式動力ポンプ、消火マスター(訓練用) (2) 避難・救出・救護用資機材 大型発電機、発電機付投光器、リヤカー (3) 給水・給食用資機材 移動式炊飯器、飲料水用ろ水器 (4) 防災知識普及啓発用備品 訓練用人形 (5) その他 ホース乾燥塔（附属設備（巻き上げウインチ）を含 む。）、資機材収納箱、資機材倉庫、パイプテント (6) その他第二種事業の資機材等として市長が認める もの	(千円) 1,000	2分の1
	第三 種事 業	次に掲げる資機材等のうち補助事業者が選択するも のの購入費 (1) 救助用資機材 携帯用無線機、発電機、投光器、可搬式ウインチ、 チェーンソー、エンジンカッター、油圧式ジャッキ等 (2) 消火用資機材等 組立式水槽、可搬式動力ポンプ、小型動力ポンプ等 (3) その他 炊飯装置、資機材倉庫、掛矢、ヘルメット、法被、 手袋、長靴、担架等	(千円) 下限 300 上限 2,000	2分の1 (滋賀県 自治振興 交付金と の併用)
	設置 事業	第一種事業に準じる。	(千円) 150	1分の1

備考

- 1 第一種事業の補助を受けた団体は、当該補助を受けた年度を含み2年間は、同事業の補助を受けることができない。
- 2 第二種事業および第三種事業の補助を受けた団体は、当該補助を受けた年度を含み3年間は、第二種事業の補助を受けることができない。
- 3 第三種事業の補助は、1団体1回限りとする。
- 4 第三種事業の補助を受けた団体は、同一年度に第一種事業、第二種事業および設置事業の補助を受けることはできないものとする。
- 5 第三種事業は、滋賀県自治振興交付金の対象となる事業に限るものとし、当該事業については、滋賀県自治振興交付金交付規則および滋賀県自治振興交付金実施要綱に基づくものとする。
- 6 設置事業は、要綱第8条の規定による設置の届出をした団体に対して、当該届出の年度のみ補助の対象とし、1団体1回限りとする。
- 7 設置事業の補助を受けた団体は、第一種事業にあつては当該補助を受けた年度の翌年度以降に、第二種事業にあつては当該補助を受けた年度以降に補助を受けることができる。
- 8 補助金の算定額は、1,000円未満を切り捨てた額とする。